第一回社債権者集会招集公告

平成29年9月25日

社債権者各位

エイチエスビーシー・ファイナンス・コーポレーション第12回円貨社債（2006）

エイチエスビーシー・ファイナンス・コーポレーション（以下「当社」といいます。）は、標記社債（以下「本社債」といいます。）（ＩＳＩＮコード：ＪＰ584125Ｃ621）（発行時の額面総額金150億円）に関して、下記のとおり第一回社債権者集会（以下「本集会」といいます。）を開催いたしますので、ご本人または代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。下記をご参照の上、平成29年10月30日（当日午後３時必着）までに当社代理人までご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

１．日時：平成29年11月１日（水）午後２時

２．場所：ＨＳＢＣビルディング　〒103―0027　東京都中央区日本橋三丁目11番１号

３．会議の目的事項

議案：社債の要項を変更する件

（議案の内容）

本社債の社債の要項（以下「本要項」という。）を、以下のとおり変更する（下線は変更部分。）。

当該議案（以下「本議案」という。）が可決された場合、日本国の会社法（以下「会社法」という。）第732条に準じて、当該決議があった日から１週間以内に裁判所に対して当該決議の認可の申立てを行う予定であるが、本議案に係る変更は、⑴裁判所の認可を受けたこと、⑵当該申立てを行ったにもかかわらず、裁判所の認可に係る会社法の規定が本社債に適用されないことを理由として、裁判所が当該認可の申立てに係る申立書を受理しなかった、もしくは当該申立てを却下したなど、当該規定が本社債に適用されないことが合理的に認められる事情が発生したこと、または⑶裁判所との協議において裁判所の認可に係る会社法の規定が本社債に適用されないとの見解が裁判所から示されたときに、裁判所の終局的な判断の前に当該認可の申立てを取り下げたこと、のいずれかの事由が発生したことを条件として効力を生ずる。

この場合、当該変更の効力発生日は、それぞれ⑴裁判所の認可が効力を生じた日、⑵決議日である平成29年11月１日、または⑶決議日である平成29年11月１日とする。

変更前	変更後
第６項　利息 （中略） 本社債の利息は2006年２月17日（当日を含む。）からこれを付し、毎年２月16日および８月16日の２回、各々その日（当日を含む。）までの６か月分を支払う。６か月に満たない期間の利息については、１年365日の日割計算によりかかる期間中の実際の日数について支払われる。この計算により求められる各社債の金額の１円未満の端数は四捨五入する。本段落において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。 （後略）	第６項　利息 （中略） 本社債の利息は2006年２月17日（当日を含む。）からこれを付し、毎年２月16日および８月16日の２回、ならびに償還期日において、各々その日（当日を含む。）までの６か月分（ただし、償還期日においては直前の２月16日または８月16日の翌日から償還期日（当日を含む。）までの実日数分）を支払う。ただし、６か月に満たない期間の利息については、１年365日の日割計算によりかかる期間中の実際の日数について支払われる。支払いは、株式会社証券保管振替機構が定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等に従って取扱われる。本段落において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。 （後略）
第７項　償還および買入れ ⑴　本社債は、それまでに償還され、または買入消却されていない限り、2021年２月16日に額面金額により償還される。	第７項　償還および買入れ ⑴　本社債は、それまでに償還され、または買入消却されていない限り、発行会社が以下に従い決定する日（以下「繰上償還期日」という。）に額面金額に、金１億円あたり下記の計算式により計算される金額（以下「償還加算金額」という。）を加算した金額により償還される。 発行会社は、2017年11月１日に開催される本社債の社債権者集会において本号を含む本要項の変更を承認する決議（以下「本決議」という。）がなされた場合、会社法第732条に準じて、本決議があった日から１週間以内に裁判所に対して本決議の認可の申立てを行い、⑴本決議を認可する裁判所の決定の効力が発生したこと、⑵当該申立てを行ったにもかかわらず、裁判所の認可に係る会社法の規定が本社債に適用されないことを理由として、裁判所が当該認可の申立てに係る申立書を受理しなかった、もしくは当該申立てを却下したなど、当該規定が本社債に適用されないことが合理的に認められる事情が発生したこと、または⑶裁判所との協議において裁判所の認可に係る会社法の規定が本社債に適用されないとの見解が裁判所から示されたときに、裁判所の終局的な判断の前に当該認可の申立てを取り下げたこと、のいずれかの事由が発生した後速やかに、繰上償還期日を決定したうえで、本要項第16項に従い公告する。ただし、繰上償還期日は、当該公告の日から２週間後の日以降でかつ４週間後の日以前の日とする。 償還加算金額は、本社債の額面金額１億円あたり9,156,000円とする。
第16項　通　知 本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各１回これを行う。 （後略）	第16項　通　知 本社債に関する公告は、東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に１回これを行う。 （後略）

（提案の理由）

当社は、本社債に係る償還期日を繰り上げることを目的として今回のご提案をさせていただいております。その結果として、社債権者の皆様におかれましては、保有されている本社債を繰上償還させることができることになります。当社の不動産担保ポートフォリオの処分・売却を実行する戦略の進捗、強固な流動性ポジションおよび資金調達の必要性の減少という現況に鑑み、社債権者の皆様に今回のご提案をさせていただくものです。本議案に社債権者の皆様のご賛同をいただき、本集会で可決承認いただいたうえ、裁判所の決議認可または決議認可手続きの適用がないとのご判断をいただいた場合（裁判所のこうしたご判断に基づき、裁判所による終局的な判断の前に当該認可の申立てを取り下げた場合を含みます。）には、当社はご承認いただいた内容に基づき繰上償還に向けて手続きをとって参ります。